

○久喜市生涯学習推進会議条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 97 号

(設置)

第 1 条 市は、生涯学習活動を積極的に推進するために、久喜市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習の推進のための提言に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に関する基本的な指針の策定に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第 4 条 推進会議に、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、議長が招集し、これを主宰する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(幹事会)

第6条 推進会議の会議を効率的に行うために、幹事会を置く。

(生涯学習推進部)

第7条 推進会議が策定した基本的な指針の実現に向けて、市民の意見、要望等を取り入れ、市民の手による生涯学習の推進を行うために、生涯学習推進部(以下「推進部」という。)を置く。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議、幹事会及び推進部の運営に関し必要な事項は、久喜市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

○久喜市生涯学習推進会議規則

平成 22 年 3 月 23 日
教育委員会規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久喜市生涯学習推進会議条例（平成 22 年久喜市条例第 97 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、久喜市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項各号に定める推進会議委員については、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

学識経験者	久喜市内小・中学校校長会
	久喜市内高等学校校長会
	教育委員会委員
	社会教育委員
	生涯学習推進部委員長
	生涯学習推進部委員
	その他市長が必要と認める者
市民	公募による市民

(庶務)

第 3 条 推進会議に関する庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

附 則

この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 26 日教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

○久喜市生涯学習推進会議幹事会規則

平成２２年３月２３日

教育委員会規則第３３号

（趣旨）

第１条 この規則は、久喜市生涯学習推進会議条例（平成２２年久喜市条例第
９７号）第９条の規定に基づき、久喜市生涯学習推進会議幹事会（以下「幹
事会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条 幹事会の会議は、教育部生涯学習課長が招集し、議長となる。

（所掌事務）

第３条 幹事会は、推進会議で審議する議案の作成等をする。

（委員）

第４条 幹事会の委員は、次のとおりとする。

市職員	教育部生涯学習課長
	総合政策部企画政策課企画政策係長
	市民部市民生活課市民活動推進係長
	健康スポーツ部スポーツ振興課スポーツ企画推進係長
	教育部指導課指導係長
	教育部生涯学習課生涯学習係長
生涯学習 推進部	委員　３人

（庶務）

第５条 幹事会に関する庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

附　則

この規則は、平成２２年３月２３日から施行する。

附　則（平成２５年４月２３日教委規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 25 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日教委規則第 2 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日教委規則第 3 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 1 日教委規則第 4 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。